

平成30年度結の故郷越前おおのPR戦略業務公募型プロポーザル実施要領

1 実施目的

大野市では、平成25年2月に「越前おおのブランド戦略（以下、「ブランド戦略」という。）」を策定し、地域資源を市内外へ発信し、市内外での越前おおのブランドの浸透、大野市の認知度や魅力度の向上、大野市への来訪者や移住者の増加などを目指し取り組んできた。

また、平成30年2月には、策定から5年を迎えたブランド戦略の改訂を行い、これまでの取り組みの課題を整理すると共に、今後の戦略の方針について明らかにした。

この度、これまで取り組んできた「越前おおのブランド」をより強く発信し、ブランドを確立していくため、平成30年度における大野市の地域資源やイベント、取り組み等を発信するためのPR戦略業務について、公募型プロポーザル方式により受託事業者を選定する。

2 参加資格要件

プロポーザルに参加する者（以下「事業者」という。）は、公示日時点において次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続きの開始の申し立て、又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申し立てが行われていないこと。
- (3) 大野市契約規則（平成9年規則第8号）第7条第2項に定める平成30年度物品等競争入札参加資格者名簿において「大分類」広告・宣伝類に登録していること。
- (4) この公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、大野市からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。

3 業務契約事項の概要

業 務 名	平成30年度結の故郷越前おおのPR戦略業務
履 行 期 間	契約締結日～平成31年3月31日まで
契 約 内 容	平成30年度結の故郷越前おおのPR戦略業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）のとおり
履 行 場 所	業務に必要なと認められる地域
委託料上限額	14,000,000円（消費税及び地方消費税含む）

4 スケジュール

No.	内 容	期限等
1	実施要領、業務仕様書等の交付期間（公告）	平成30年5月7日～5月16日
2	実施要領、業務仕様書等に関する質問受付期限	5月11日

3	実施要領、業務仕様書等に関する質問回答期限	5月14日
4	参加表明書提出期限	5月16日
5	参加資格審査に基づく企画提案要請通知（不適格通知）	5月18日
6	企画提案書等の提出	5月18日～5月30日
7	事業者選定審査会（ヒアリング・プレゼンテーション）の開催	6月8日（予定）
8	受注者の決定及び通知	6月8日（予定）以降
9	契約の締結	6月8日（予定）以降

5 実施要領等の配布

(1) 配布期間等

- ①配布期間 平成30年5月7日（月）～5月16日（水）
- ②配布時間 午前9時から午後5時まで
- ③その他 上記配布期間のうち、土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

(2) 配布資料

- ・公募型プロポーザル実施要領（当該資料）
- ・結の故郷越前おおのPR戦略業務仕様書

(3) 配布方法

上記の資料については、事務局で直接受け取るか大野市ホームページよりダウンロードすること。

(4) その他資料（大野市ホームページより以下の資料を精読すること）

- ・ブランド戦略

<http://www.city.ono.fukui.jp/shisei/ono-brand/brandsenryaku.html>

6 実施要領、業務仕様書等に関する質問、回答

(1) 受付期間 平成30年5月7日（月）午前9時～5月11日（金）午後5時

(2) 提出方法

質問書（様式1）を用いて、結の故郷創生室（yuinokuni@city.fukui-ono.lg.jp）へ電子メールで提出すること。なお、件名の最初に「【プロポーザルに係る質問（会社名）】」と記載すること。また、質問は、参加表明書、提案書等の記載方法及び業務仕様書の内容に関するものに限り、受け付けるものとする。

(3) 回答方法

提出された質問については、質問者に電子メールで回答するとともに、全件を「質問回答書」として取りまとめ、平成30年5月14日（月）までに大野市ホームページに掲載する。

7 参加表明書等の提出

(1) 提出期限 平成30年5月16日(水)午後5時必着

(2) 提出方法

結の故郷創生室へ持参又は郵送(いずれの方法も提出期限内必着)とし、持参による提出の場合は、土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く午前9時から午後5時までとする。また、上記以外の提出方法は不可とする。

(3) 提出部数 2部(正本1部、副本1部)

(4) 提出書類

- ①参加表明書(様式2)
- ②事業者の概要(様式3)
- ③業務実施体制(様式4)

8 一次審査に基づく企画提案要請通知

(1) 一次審査

提出された参加表明書及び添付書類を基に一次審査を行い、ヒアリング及びプレゼンテーションを受ける事業者を決定する。一次審査の審査基準等は、別紙1「審査項目と審査基準の概要」のとおり定める。一次審査を通過する事業者数は、5者程度とする。

(2) 企画提案要請通知

平成30年5月18日(金)中までにプロポーザル参加資格の適否を通知するとともに、審査で認められた事業者に対しては、企画提案要請の通知をするものとする。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出期限 平成30年5月30日(水)午後5時必着

(2) 提出方法 上記「7の(2)」と同様

(3) 提出部数 10部(正本1部、副本9部、また同じ内容のデータをCD-R等で1部)

(4) 提出書類 以下の書類をまとめて製本し、提出するものとする。

- ①企画提案概要書(様式5)
- ②企画提案書(様式6)
- ②見積書(様式7)

10 提出書類に係る留意事項

No.	提出書類名	留意事項
1	参加表明書 (様式2)	
2	事業者の概要 (様式3)	会社概要、営業所表、連携会社等、保有するスタッフの状況、広告、宣伝業務の実績【事業(業務)名、発注者(官公庁、民間企業等)、事業(業務)内容、請負金額、契約期間、事業成果等】を簡潔に記載及び関係資料を添付すること。 その他、広告、宣伝に関する受賞歴を記載すること。
3	業務実施体制 (様式4)	本業務の業務執行体制や業務実施上の配慮事項、配置予定者の経歴等の状況を簡潔に記載すること。
4	企画提案概要書(様式5) ※A3版、1枚のみ	A3版、横型、片面1枚とし、簡潔にまとめること。 本企画提案概要書は、PR戦略の提案(テーマIの必須項目)及び企画提案書(様式6)の概要をA3、1枚に要約し、企画提案の全体像がひと目でわかることを目的とするものである。 記載内容は、仕様書に基づき、以下の項目について作成すること。 (項目) I PR戦略の提案 II 分野別ブランドPR業務の概要
5	企画提案書(様式6) ※A4版、複数枚可	A4版、横型、片面横書きとし、簡潔にまとめること。 本企画提案書は、企画提案重視の審査の実現と、審査会で審査をする際、複数の企画提案書を容易に比較できるようにするためのものである。 記載内容は、仕様書に基づき、以下の項目について作成すること。 (項目) II 分野別ブランドPR業務の詳細
6	見積書(様式7)	A4版、縦型、片面横書きとする。見積書に詳細な「積算内訳書」を添付すること。
7	委任状(様式8)	見積、契約の締結等の権限を代理人に委任する場合は提出すること。
<p>※ 書類は、正確かつ簡潔な内容とし記入枠が不足する場合は枠を適宜広げて記入すること。ただし、出来るだけ簡潔・明瞭にまとめることとし、提出が求められていない資料を添付する等、過大なものにならないように留意すること。</p> <p>※ 企画提案書は、ボリュームを評価の対象とはしないため、読みやすさや簡潔さに留意すること。</p>		

1 1 事業者選定審査会（ヒアリング・プレゼンテーション）の開催及び審査

(1) 審査会の設置

参加事業者を公平かつ公正に評価するため、「結の故郷越前おおのPR戦略業務プロポーザル審査委員会（以下「審査会」という。）を設置する。

(2) 開催日 平成30年6月8日（金）（予定）

(3) 詳細

開催日時や場所、ヒアリング・プレゼンテーションの実施時間、出席者の人数制限等詳細については、後日別途通知する。

(4) 審査基準等

別紙1「審査項目と審査基準の概要」のとおり定める。

(5) 留意事項

- ・プレゼンテーションは、提出された企画提案概要書（様式5）、企画提案書（様式6）を基に行うものとし、追加の企画提案は認めない。
- ・プレゼンテーションは、希望があればパソコン・プロジェクターを用いて行うことを許可する。その際、プロジェクター及びスクリーンは大野市において用意（接続はRGBケーブルのみ）するが、パソコンや接続機器等は事業者側で持参すること。なお、ヒアリング・プレゼンテーションは個別に行い、非公開とする。

1 2 委託業者の決定及び通知

ヒアリング・プレゼンテーションの参加事業者に対し、事業者選定審査会后数日中に文書にて選定結果を通知する。

1 3 契約の締結

(1) 契約の締結

審査結果に基づき選考された事業者と企画・内容等の仕様について調整の上、契約を締結する。

(2) その他

選考された事業者が「2 参加資格要件」に記載した条件のいずれかを満たされなくなった場合や事故等の特別な事由により契約が不可能となった場合は、審査結果が次点の事業者を繰り上げるものとする。

1 4 失格条項等

次のいずれかに該当する場合には、失格とする。

- ①審査委員に直接又は間接を問わず連絡を求めた場合
- ②審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- ③提出書類に虚偽の記載があった場合
- ④企画提案書を複数提出した場合
- ⑤ヒアリング及び企画提案内容のプレゼンテーションに担当者以外の者が出席した場合

- ⑥提出書類の提出方法及び提出期限を遵守しない場合
- ⑦プロポーザル参加資格を有しないものが提出した場合
- ⑧提出書類に盗用した疑いがあると認めた場合
- ⑨記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- ⑩見積書に記載されている見積金額が、「3 業務契約事項の概要」の広告料上限額に規定する契約限度額を上回った場合
- ⑪その他、不適格と認めた場合

15 その他事項

(1) 提出書類等の取り扱い

- ①提出後の提出書類等の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、審査会から要請のあったものについてはこの限りではない。
- ②提出書類等は返却しない。
- ③提出書類等の著作権は、大野市に帰属することとする。ただし、大野市と随意契約を締結しなかった参加者が提出した書類の著作権については、提出者に帰属するものとする。
- ④提出書類等は、選定作業の過程において作業上必要の範囲において、複製することがある。
- ⑤選定後においても大野市は提案書の内容に拘束されないものとする。
- ⑥提出書類等は、大野市情報公開条例に基づき、公開することがある。

(2) その他の事項

- ①審査の経緯及び結果についての異議申し立ては受け付けない。
- ②結の故郷創生室への問い合わせが可能な時間帯は、午前9時から午後5時までとし、休日
は取り扱わない。

16 問い合わせ先

大野市企画総務部政策局結の故郷創生室 担当：澤田、雨山

住所 福井県大野市天神町1番1号

電話 0779-66-1111 (内線 2515) FAX 0779-65-8371

E-mail yuinokuni@city.fukui-ono.lg.jp

審査項目と審査基準の概要 別紙1

審査項目と審査基準の概要

審査項目		審査基準の概要	配点	
参加表明提出書類による評価	1. 業務実施体制	①実施体制について	<ul style="list-style-type: none"> ・業務遂行のために適切な人員配置及び役割分担となっているか。 ・市との連絡調整が速やかに行える体制となっているか。 ・進捗確認が的確にでき、問題発生時の適切な対応も考慮されているか。 ・ブランド広告に具体的に取り組んでいくための構想力、応用力、展開力を備えているか。 	20点
		②従事する人員について	<ul style="list-style-type: none"> ・責任者やスタッフの能力・経験・適性は高いか。(過去5年間に担当した業務の実績等) ・その他評価すべき事項(著作、表彰、業界活動等の状況等) 	20点
		③経営の健全性、業務実績について	<ul style="list-style-type: none"> ・事業遂行のための経営基盤を有しているか。 ・業務実績が豊富で、本業務の遂行に必要な知見、専門知識、ノウハウを十分に有しているか。 	20点
合 計			60点	
企画提案提出書類・ヒアリング・プレゼンテーションによる評価	2. 企画提案	各テーマについて	<ul style="list-style-type: none"> ・越前おおのブランド戦略や業務の趣旨を理解した企画提案となっているか。 ・戦略性があり効果的な提案となっているか。 ・実行力や実現性が高いものか。 ・独自性(斬新性、工夫性、独創性)が見られるか。 <p>【配点比率(予定)】</p> <p>I PR戦略の提案(30点)</p> <p>II 分野別ブランドPR業務(60点)</p>	90点
	3. 見積価格	見積金額について	<ul style="list-style-type: none"> ・経費を抑えた見積金額となっているか。 	10点
合 計			100点	